

認定事業者の皆様へ**ご注意!!**

以下のいずれかに該当した場合、速やかに日本バス協会業務部
(TEL : 03-3216-4014) まで必ずご連絡ください。

- | |
|--|
| ① 「 死者を生じた事故 」が発生した場合 |
| ② 「 重傷者を生じた事故 」が発生した場合 |
| ③ 「 10人以上の負傷者を生じた事故 」で負傷の程度が著しい場合 |
| ④ 1営業所1回当たり 30日車以上の行政処分 を受けた場合 |
| ⑤ 「 転覆等の事故 」又は「 悪質違反による運行等 」が発生した場合 |
| ⑥ 事業者の「 合併・分割等 」の予定がある場合 |
| ⑦ 事業者概要 (事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者、メールアドレス、ホームページ URL)に変更があった場合 |

●全て貸切バス事業に係るものを対象とします。

●③の「10人以上の負傷者を生じた事故で負傷の程度が著しい場合」、⑤の「転覆等の事故」「悪質違反による運行等」の定義は下記の通りです。

※10人以上の負傷者を生じた事故で「負傷の程度が著しい場合」に該当するもの

→ 1日で治療を完了する者は除き、2日以上通院する。

※「転覆等の事故」に該当するもの

→ 自動車転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの

※「悪質違反による運行等」に該当するもの

→ 飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、居眠り、危険運転、危険ドラッグ等薬物の乱用、救護義務違反、等

●⑦については、「貸切バス評価認定制度特設ページ」の「認定事業者の皆様へ (<http://www.bus.or.jp/safety/registration.html>)」から「登録情報変更届」をダウンロードし、提出をお願いします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 03-3216-4014